平成２４年（へ）第１号
京都市南区上鳥羽南苗代町43番３
申立人　有限会社篠原製作所
代表者代表取締役　篠原　義和
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月17日
平成24年５月21日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　Ｅ045315
金額　3,000,000円
支払期日　平成24年１月20日
支払地　京都市下京区
支払場所　株式会社京都銀行本店営業部
振出日　平成23年９月20日
振出地　京都市南区
振出人　株式会社西村製作所　取締役社長　西村　孝昭
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｅ045316
金額　841,089円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載と同じ
平成２４年（へ）第３号
京都市中京区押小路通御幸町西入亀屋町401
申立人　西出　信夫
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月17日
平成24年５月21日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＤＧ36452
金額　534,000円
支払人　京都信用金庫本店
支払地　京都市下京区
振出日　平成23年３月14日
振出地　京都市
振出人　京都府公衆浴場業生活衛生同業組合　理事長　小中　晃司
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第１号
大阪市東成区大今里南１丁目１番19号
申立人　株式会社小山
代表者代表取締役　小山　智弘
申立人代理人弁護士　鈴木　俊生
同　宝本　美穂
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月21日
平成24年５月22日　東大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＡ241074
金額　2,969,915円
支払期日　平成24年５月１日
支払地　大阪府東大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行東大阪支店
振出日　平成23年12月26日
振出地　大阪府東大阪市
振出人　山本光学株式会社　代表取締役　山本　直之
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ241075
金額　5,000,000円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
平成２３年（へ）第２号
鹿児島県日置市吹上町中原1370番地
申立人　前原　尉
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月16日
平成24年５月22日　伊集院簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　Ａ001051
金額　1,000,000円
支払人　鹿児島信用金庫湯之元支店
支払地　鹿児島県日置市
振出日　平成23年７月４日
振出地　鹿児島県日置市
振出人　鹿児島信用金庫湯之元支店　支店長　塩屋　文和
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２４年（フ）第１３２号
岩手県奥州市江刺区愛宕字橋本235番地
債務者　有限会社千葉技建
代表者代表取締役　千葉　恭市
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桝田　裕之、遠藤　大介
４　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前11時
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２４年（フ）第４８８号
千葉県船橋市本町２丁目28番23号
債務者　エクスライド株式会社
代表者代表取締役　大野　大
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大家　浩明
４　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午後３時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第１０９０号
神奈川県鎌倉市大船１－７－５　大船末広神尾ビル５階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県鎌倉市小町２丁目11番４号
債務者　株式会社鎌倉小町
代表者代表取締役　諸星　卓
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村松　剛
４　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第１０９１号
神奈川県平塚市南金目887番地
債務者　株式会社とうふ三河屋
代表者代表取締役　諸星　保男
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村松　剛
４　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第９８１号
名古屋市名東区一社２丁目10番地
債務者　株式会社大旺
代表者代表取締役　鈴木　成宏
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　隆臣
４　破産債権の届出期間　平成24年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時25分
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第４５９号
堺市堺区神石市之町２番25号
債務者　有限会社井上塗装工業所
代表者代表取締役　石田　稔
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
４　破産債権の届出期間　平成24年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第２３２号
新潟市南区白根3010番地
債務者　株式会社鈴仁商店
代表者代表取締役　鈴木仁一郎
１　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
４　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第７７号
東京都千代田区外神田４丁目８番３号
債務者　株式会社インカム・ジャパン
代表者代表取締役　稲井　秀光
１　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松永　和宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月３日午前11時
那覇地方裁判所沖縄支部